

第354回宮城県情報公開審査会会議録(公開で審議を行った部分)

1 日 時 平成28年3月23日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 蘆立委員, 齋藤委員, 坂野委員, 渋谷委員, 矢吹委員

議事 ①宮城県情報公開審査会運営規程の改正(案)に係る審議(公開部分)

事務局 ただ今から、第354回宮城県情報公開審査会を開会いたします。本日の定足数でございしますが、委員5人全員出席していただいておりますので、過半数以上の出席を必要とする情報公開条例第26条第2項の規定によりまして、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の議題のうち、1番目の「宮城県情報公開審査会運営規程の改正(案)」につきましては、公開での審議となり、議題の2番目及び3番目の不服申立て事案に係る審議につきましては、従来どおり非公開での審議となります。

それでは坂野会長進行のほうをよろしくお願いいたします。

坂野会長 それでは、運営規程の改正案について、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 それでは、議事1の「宮城県情報公開審査会運営規程の改正(案)について」御説明させていただきます。本日、資料を3点配布させていただいております。一つ目が改正の新旧対照表、二つ目が運営規程の改正後全文(案)、三点目が平成28年4月1日時点における改正後の情報公開条例となっております。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回ご提案しております「宮城県情報公開審査会運営規程改正(案)」につきましては、行政不服審査法の改正及び情報公開条例の改正に伴う改正内容となっております。行政不服審査法の改正に伴う情報公開条例の一部改正案につきましては、平成27年10月の宮城県情報公開審査会において御説明をいたしており、同年12月に、宮城県議会で可決成立したところでございます。施行日につきましては、法律及び条例ともに、平成28年4月1日を予定しておりますので、審査会運営規程につきましても、同日施行を予定しております。

それでは、規程の改正案について御説明させていただきます。

この規程の趣旨につきましては、第1条、改正案の新旧表には載っておりませんが、改正後の情報公開条例の第1条にありますとおり、情報公開条例第34条の委任の規定に基づき、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正内容につきましては、まず第2条を御覧いただきたいと思います。

第2条は「会議の招集」の規定になっております。会議の招集の手續の規定がこれまでありませんでしたので、きちんと規定させていただきたいと考えております。規定の内容について読み上げさせていただきます。「会長は、条例第26条第1項の規定により、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により開催の日時及び場所並びに会議に付する案件を委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない」としております。

第2条に規定を追加した関係で、現行の第2条が第3条へ、第3条が第4条へとい

うように、以下条が一つずつ繰り下げとなっております。

規程第3条は「審議の原則」についての規定となっております。情報公開条例第14条に審査会への諮問事項が規定されておりますが、これまでは、開示決定等に対する不服申立てのみが諮問対象だったところ、条例改正により、不作為についても審査会へ諮問する取扱いへ変更されたことに伴うものでございます。

第1項は、「開示決定等に係る審査請求」ということで、不服申立てが審査請求という形で文言整理しております。

第2項につきましては、「不作為に係る審査請求」について、新たに規定するものでございます。規定の内容としましては、第1項の開示決定等に関する審査請求の場合には、これまでどおり「開示決定等に係る行政文書」を基に審議を行うこととするものであり、第2項の不作為に係る審査請求の場合については、読み上げさせていただきますが、「開示請求に係る不作為に係る審査請求の調査及び審議の方法は、その都度会長が審査会に諮って定めるものとする」としております。実務上は、こちらの不作為についての諮問というのは、おそらくないものと想定しております。

次に第6条の資料の規定については、第1項は、文言整理となります。

第2項につきましては、第1項により、「意見書」が審査請求人又は参加人から提出された場合に、その写しを提出した者以外の者へ送付する内容へ改正しようとするものでございます。これは、条例第30条第1項の規定の審査会へ提出された資料については、提出者以外の審査請求人等へ送付するという趣旨によるもので、審査会へ提出された資料については提出者以外の審査請求人等へ送付する取扱いへ変更するものでございます。

また、改正案の第3項については、条例第30条第3項に準じて、意見書を提出者以外の審査請求人等へ送付することに対し、送付していかどうかについて意見を聴くことを規定するものであります。また、ただし書きにおいて「ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」としております。

第7条の調査等の規定、それから、第9条の補佐人の規定、第10条の意見等の陳述者の数に関する規定については、それぞれ文言整理となっております。

第11条の提出資料の閲覧等の規定については、第1項は、条例の項ずれがありましたので、改正するものです。

現行の第10条第2項につきましては、この規定内容が条例第30条3項に規定されたことから、運営規程から削除するものでございます。

改正案の第11条第2項につきましては、現行の第2項が削除されたことに伴う項ずれの改正内容となっております。

改正案の第3項につきましては、もともとの「前3項の規定により」という内容が必要ないと考えたため削除するものです。

最後に、附則についてですが、

この規程は、平成28年4月1日施行することとしております。

附則2については、施行日前にされた開示決定等又は施行日前の請求に係る不作為については、なお従前の例によるとしており、条例と取扱いを合わせるものでございます。

以上が宮城県情報公開審査会運営規程の改正内容となっております。

御審議よろしくお願いいたします。

坂野会長
洪谷委員

はい、ありがとうございます。何か質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。6条の関係なんですけど、「審査請求人等」という文言が運営規程

にできますけれども、条例のほうでは定義があるんですが、運営規程のほうには審査請求人等の定義はしなくてもいいんでしょうか。

事務局 定義について検討をしたんですけれども、この運営規程の中で、例えば、第3条の「開示決定等に係る審査請求」とありますが、この「開示決定等」という文言についても条例上で定義を置いているんですが、運営規程の中では改めて定義付けをしておりませんので、そういったことから、条例で定義付けをしている文言については運営規程の中では改めて定義付けを行わないことで考えております。

渋谷委員 5条の「諮問実施機関」というのは、ここだけの定義付けなんですか。

事務局 諮問実施機関については、情報公開条例第15条の中で諮問実施機関の定義付けがされておりますが、運営規程の中でここだけ定義付けされておりますので、この点については、事務局で再度検討させていただきたいと思っております。

渋谷委員 それから、第6条第2項だと、意見書が提出されたときは、審査請求人等に送付するものとするとなっておりますけれども、条例上では、送付すべきかどうか検討した上でということになるわけですね。正当な理由があるかどうかということ。

事務局 こちらにつきましては、第6条第1項で資料を送るときに通知文の中で、提出者以外の審査請求人等へ送付する旨を添えて意見書を提出していただくように考えておりますので、3項の意見を聴くこととセットにはなりますが、こちらのほうで確認はとれるものと考えております。

渋谷委員 条例のほうだと、まず提出してもらって、その上で第三者の利益を害するおそれがないかどうかこちらのほうで確認した上で、他の審査請求人等へ送るかどうかを判断するという流れになっているわけですが、運営規程上は、あらかじめ他の人に送りますと伝えた上で意見書を出してくださいということですか。

条例と運営規程で平仄が合っているのかなというのが気になったんですが。

事務局 第6条の規定につきましては、いわゆるヴォーンインデックスが実施機関等から提出された場合に、その資料を参加人等に送付するという規定になりますが、ヴォーンインデックスについては、いわゆる第三者の利益を害するおそれはまずないのではないかと考えておまして、規定を置いていないものです。

坂野会長 他に何かございますでしょうか。それでは、先ほどの定義規定のところ、どちらに合わせるのかを事務局のほうで検討していただいた上で、原案どおりでよろしいということでしょうか。

(各委員 了解)

坂野会長 それではそういった形にいたします。